

## 隣地語学研修報告——イスラーム法の多様性——

川村 藍\*

### 1. 隣地語学研修の概要

本報告は独立行政法人日本学術振興会の「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」による支援を受けて、2009年7月28日から10月12日にかけて、エジプト・カイロにおいて実施された語学研修中に得られた、イスラーム法に関する新たな知見について報告するものである。

筆者はエジプトに滞在中、カイロ大学の提携先であるディーワーン語学学校にてアラビア語の研修を受けた。研修では、クルアーンやハディースで使用されているアラビア語のフスハー(文語)を習得するための文法の授業文法を語学学校のカリキュラムにそって受講した。語学学校での授業は、マンツーマンで行われ、1コマ3時間の授業を週5日間受講した。研修を開始してから1ヵ月後には、筆者の専門分野であるイスラーム金融に関するアラビア語の学術雑誌をテキストの代わりに使用し、イスラーム金融に関する専門用語の習得といった研究活動に必要な指導を受けた。また、筆者の要望を元に、イスラーム金融を理解するのに不可欠なイスラーム法の原則に関するレクチャーが行われた。

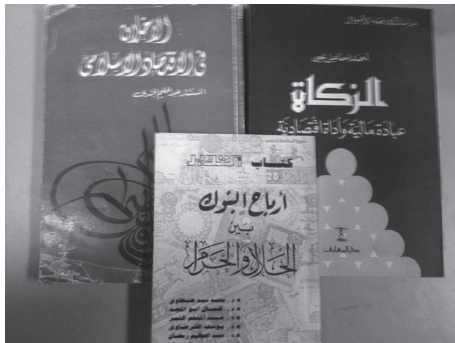


写真: 購入したアラビア語書籍(筆者撮影)

語学学校でのアラビア語習得も佳境に入ったとき、日本に帰国する前にエジプトにおけるイスラーム金融の文献を購読したいことを担当教師に伝えた。担当教師と一緒に文献探しをすることを快諾してくれた。イスラーム法の文献と共に、イスラーム金融をめぐる学術的な文献を購入すべくカイロ市内の本屋を巡った。様々な本屋を巡り、辿りついたダール・マアール＝マアール書店(Dār al-Ma'ārif)でエジプトのイスラーム金融について多くの収穫を得た。この書店ではイスラーム法の専門書の他にも、イスラーム金融に関する書籍を豊富に取り揃えており、アズハル大学のムハンマド・タンターウィー(Muḥammad Ṭantāwī)のイスラーム金融におけるハラーム・ハラール議論を収録している書籍<sup>1)</sup>やザカート(喜捨)に関する書籍<sup>2)</sup>を購入した。筆者は、語学学校の他にもカイロ・アメリカン大学で開催されたイスラーム法の講義にも出席し、アメリカン大学でのイスラーム法を専攻する研究者との人脈を得ることができた。また、アメリカン大学で開催されたイスラーム法の解釈に関する講義に出席する機会が得られたことをここで報告する。

### 2. 隣地語学研修で得たこと

イスラーム法の解釈は、クルアーン、スンナ(預言者の言行)、イジュマー(イスラーム世界の合意)

\* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

1) Muḥammad Ṭantāwī et al. 1989. *Arbāḥ al-Bunūk: bayna al-Ḥalāl wa-al-Ḥarām*. (Kitāb Uktūbir 20). al-Qāhira: Dār al-Ma'ārif.

2) Aḥmad Ismā'il Yahyā. 1986. *al-Zakāt: 'Ibāda Mālīya wa-Adāt Iqtisādīya*. al-Qāhira: Dār al-Ma'ārif.

とキヤース(類推)の4つの手法を用いる。イスラーム法は法解釈の基準となる法源から法規定(フルウ)を導いている。法源は優先順位の高い順にクルアーン、スンナ、イジュマーとキヤースのという順位である。優先順位の高い法源によって具体的な法規定が得られない時は、次に優先順位の高い法源をもとに判断がなされる。

法学派によって法解釈の多様性が存在するものの、イスラーム法の軸となるクルアーンといった法源は解釈によって永続的に適用されている。1300年以上前に編纂されたクルアーンなどを法源としていることは時代錯誤ではないかと感じることがあるかもしれない。しかし、イスラーム法の特徴である法解釈行為によって、時代や地域に拘束されることがない超越的な法体系を有している。これを支えるイスラーム法学者(ウラマー)による法解釈行為は法源学(ウスール・アル=フィクフ)にもとづき確立されている。

イスラーム法を学ぶ上で、アラビア語の知識は必要不可欠である。イスラーム世界においてアラビア語が共通語である。しかし、同じアラビア語でも、地域によって方言があり、さらに、文語(フスハー)と口語(アーンミーヤ)では大きな違いが生じている。そもそも、イスラーム法の法源で最も優先順位が高いクルアーンは、アラビア語の中でも、文語で記されている。この文語は口語とは異なる文法や語彙を有している。

イスラーム法の原典を翻訳する問題については、カイロ・アメリカン大学にて、トリノ大学教授のロベルタ・アルッフィ(Roberta Aluffi)博士によるイスラーム法に関わる専門用語の変容についてのレクチャーを受講し、実証的な観点から知見を広げることとなった。博士はトリノ大学でイスラーム法とアフリカ法の教鞭を執る傍ら、アラブ諸国における家族法を専門とし、西洋法制度とイスラーム法が出会ったときに生じる問題について研究している。

アルッフィ氏のレクチャーでは法律用語を翻訳する際の言語問題が取り上げられた。法律用語は国によって多様であり、ある文化に存在する法的概念が他の文化に見あたらない場合がある。例えば、現在、実定法に関する訳語としてカーヌーンを使用しているが、その語源には諸説ある。そもそも、イスラーム法は成文法ではないため、西洋法である成文法の文化を採り入れる際に、民法や刑法といった実定法の訳語にあたる言葉がなかった。通説では、カーヌーンは国家が制定するのに対し、イスラーム法はクルアーンやスンナといった法源にもとづくイスラーム法学者の学説に依拠する。したがって、国家が制定する行政法の性質が強いカーヌーンは、イスラーム法とは性質が異なるもとして認識される。

法律用語を翻訳する際の一番の問題は、「法は言語よりも先に存在する」という立場から、慣習として成り立っている法現象を他の言語を用いて翻訳することが困難であることにアルッフィ氏は考える。慣習は、母国語の文法と同じように自然と身につけているものであって、後天的に他の文化や価値観によって解釈することが難しいからである。イスラーム法は他の宗教や文化にない法概念を有していることから、アラビア語以外の文献でイスラーム法を学ぶには、アラビア語でのそれぞれの専門用語がどのような概念を表しているのかを理解することが必要であることが改めて認識できた。

また、アルッフィ氏は、イスラーム法とカーヌーンが並存した背景に、湾岸諸国・エジプトが英国やフランスなどの植民地支配及び保護を受けたことによって促進された事情があるとも指摘した。19世紀後半から20世紀中葉まで、イスラーム諸国の大半が英国やフランスの植民地となり、西洋化・近代化が進められた。そのため、植民地化と同時に法制度の西洋化・近代化が推進され、相続法や家族法以外の法律がカーヌーンとして成文化された。アルッフィ氏はこの流れを丹念に追

うことで法が二元化する過程、及びそれによって生じる問題を浮き彫りにした。

アルッフィ氏のレクチャーによって、筆者は、フィールドで実感したイスラーム法と西洋法をめぐる言語的な課題を認識することができた。そして、筆者が研究テーマとしているイスラーム金融をめぐる民事紛争を考察する際に、翻訳によって本来の概念が理解されない可能性が極めて大きな意味をもつことに改めて気づかされた。とりわけ、イスラーム金融をめぐる民事紛争がイスラーム法にもとづかない西洋法に依拠する裁判所で処理されることによって、元来イスラーム法との一貫した適合性を求められるイスラーム金融に何らかの影響を及ぼすのではないか。このことは、自身の研究との関連におけるこの研修で得た大きな収穫の1つであった。

エジプトでの臨地言語研修では、アラビア語の習得のみならず、筆者の研究に対する新たな知見を広げることができた。これを、イスラーム金融をめぐる民事紛争の実態を研究する活力として、更なる成果に繋げたい。